

建築と政治

先の菅直人氏と小沢一郎氏の一騎打ちの民主党代表選挙は、民主党サポーターは菅首相を圧倒的に支持し、国会議員の票は僅差で菅首相を再任させた。同日小沢氏の陸山会の不動産取得に関連する政治資金規正法違反について東京第5検察審査会は「起訴相当」の議決を下した。

●信頼が揺らぐ司法の不祥事

この検察審査制度は国民の司法参加として1948年から始まりその歴史は古いが、2009年の裁判員制度の導入とともに「議決に拘束力が生じる」ようになった。裁判員制度は新規に導入される制度なので裁判員の偏りや専門家の恣意的な誘導がないように制度設計がなされたが、検察審査会制度は既成の制度であったためか制度設計がかなりお粗末である。

審査申し立てが匿名でできること(申し立て資格を有するか)、検察審査員の選任の方法(11人の平均年齢が34.6歳)、審査補助員の弁護士のあり方(弁護士の誘導ありやなし)、検察審査会の議決書の食い違い(第1回と第2回の議決書の相違)など根本的にあり得ないことだらけの検察審査会制度で「強制起訴」され、それによって政治が左右されるのは看過できない。一人の政治家の好き嫌いの問題ではない。欠陥制度によって恣意的に時の首相候補の当落に影響を及ぼしていることが民主主義にとっていかなるものか。

素人では判断できない司法制度について、まっさきにその欠陥性を指摘し、見直しを求める意見書が日弁連から起こると思われたが、結果が日弁連の思惑に合致したのか、おとなしいのは何故か。検察の証拠改ざん事件を受けて「冤罪防止を目的とする検察組織及びその捜査の在り方に関する第三者検証機関の設置について」の申入れや国土交通省の「建築基準法の見直しに関する検討会」に「中間のまとめ」に合わせて「建築基準法見直しについての意見書」を提出した日弁連の対応の早さに比べるとまったく解せない。

2000年の広告解禁以降、大手消費者金融

「司法は常に正しいか？」 「建築基準法の見直しに関する検討会」への期待

江原幸志

に代わって多重債務の処理をうたう弁護士事務所の宣伝広告が目立つようになった。消費者にとって味方のはずの弁護士が整理屋などの業者と手を組む「提携弁護士」が増えている。宇都宮弁護士は弁護士広告を禁止すると明言して日弁連会長に就任したが対応が遅い。

裁判員制度の導入、検察審査会、大阪地検の特捜部の証拠改ざん事件やえん罪事件、消費者金融の提携弁護士の問題など、今度は司法の分野で専門家の信頼が揺らいでいる。

●馬淵国交大臣就任を契機に 建築基本法制定を現実

さて、司法制度の陥穽と関わりがあるかどうか後の歴史認識の判断に委ねるが、菅第二次内閣が発足し、馬淵澄夫議員が国土交通大臣に就任した。「建築基本法(仮称)制定をライフワークとして取り組みたい」と言明してきた馬淵議員が大臣に就任したことは大変心強いことである。多くの建築関連団体が建築基本法(仮称)制定に向けて検討を始めている時期だけにこの好機を逃すべきではない。

国土交通省で進められている「建築基準法の見直しに関する検討会」は10月までに11回の会議を重ね、いよいよ「中間のまとめ」に入った。しかしこの「中間のまとめ」の答申によって即座に「建築基準法の見直し」ことはできない。この「中間のまとめ」では、2007年の建築基準法の改正の課題を抽出して整理しただけに止まってしまった。この答申を提出して、「後は政治主導で問題解決してください」という座長の感覚は、建築基準法の改正によって煮え湯を飲まされてきた実務者からは程遠い。

実務者は、建築基準法の緩和処置以上の成果を期待し、1日も早い再改正を首を長くして待っていた。馬淵副大臣(当時)も建築基準法の具体的な見直し案を期待して諮問したはずである。筆者も「中間のまとめ」にある程度の問題は本誌やインターネット新聞などで指摘してきた。馬淵大臣が政治主導を発揮して審議会を解散し、わざわざ検討会に組織を改編し

建築基準法見直しについての意見書

2010年(平成22年)8月25日
日本弁護士連合会

国土交通省は、今般、建築基準法の見直し検討会(以下「検討会」という。)を設置し、構造計算適合性判定制度の対象範囲、建築確認審査期間、厳罰化を中心に、平成18年6月の建築基準法改正(以下「平成18年改正」という。)の見直しを検討している。

当連合会は、平成18年改正が前提とした上記立法事実が、現在も存在することが明らかであり、平成18年改正の趣旨は今後も維持されなければならないとの立場から、検討会で議論されている主たるテーマに限定して、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 平成18年改正で導入された構造計算適合性判定制度は存続すべきであり、その対象範囲も縮小すべきではない。
- 2 建築確認審査の法定期間は、現時点において見直す必要はない。
- 3 建築基準法違反に対する罰則を強化する必要がある。
- 4 小規模な木造戸建て住宅等(4号建築物)に係わる確認・検査の特例を廃止し、全ての建築物について中間検査を義務付けるべきである。
- 5 既存不適格建築物の増築等についての規制を緩和することには反対である。

意見の理由

1 基本的視点

国土交通省は、今般、建築基準法の見直し検討会を設置し、構造計算適合性判定制度の対象範囲、建築確認審査期間、厳罰化を中心に、平成18年改正の見直しを検討している。

平成18年改正は、耐震偽装事件の発生を契機として、「複数の特定行政庁、指定確認検査機関において偽装が見逃された」、「今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難である」、「建築士が設計を行うことで審査が略される木造住宅において構造耐力上の違法行為があった」等々の立法事実を前提として、建築物の安全性についての最低基準である建築基準法令の遵守を実現することを目的としたものであった。

は困難である」という立法事実に基づくものであるが、そのような立法事実は現在も存在するのであり、適正さを犠牲にして、個々の確認審査を行うべきではない。

- ② 確認申請から確認までの期間は、審査それ自体の期間と申請者が補正に要する期間とから成るのであり、仮に確認までに時間がかかったとしても、その原因が審査それ自体の期間が長いことによるものとは必ずしもいえない。
- ③ たしかに、平成18年改正当初は、確認申請から確認までに長期間を要するという実態もあったが、最近では、そのような実態は相当程度改善されている。
- ④ 今後、審査担当者と申請者側担当者が面談して充実した意見交換を行うなどの工夫をすることによって、確認までに要する時間をさらに短縮することが十分可能である。
- ⑤ 平成22年6月1日から建築確認審査の迅速のための運用改善が実施されており、法定期間の見直しは、運用改善の効果を見定めてから行うべきである。

4 罰則の強化

平成18年改正により、違反建築物の是正命令違反や耐震基準など重大な実体規定違反について、現行の法定刑を大幅に引き上げ、最高で懲役3年又は罰金300万円の刑を科し、さらに、法人の代表者や従業員がこれらの違反をした場合にはその法人について最高で罰金1億円の刑を科すことになった。

検討会では、「罰則は十分強化されている」、「厳罰化を進めると建築確認が停滞する恐れがある」などの意見が出されている。

しかしながら、平成22年6月1日から建築確認審査の迅速化と申請回書の簡素化の運用改善が行われていることから、ここで罰則を強化しなければ、建築物の安全性を担保することができない。

建築基準法違反に対する罰則は、さらに強化する必要があるというべきである。仮に平成18年改正を見直しさらに規制緩和の方向性を打ち出すのであれば、罰則の強化は必要不可欠である。

5 中間検査

平成18年改正において、新たに、中間検査特定工事が定められた(建築基準法7条の3)。中間検査は、①階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち一定の工程、②特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途もしくは規模を限って指定する工程について、それぞれ検査を申請

平成18年改正が前提とした上記立法事実が、現在も存在することは明らかであり、平成18年改正の趣旨は、今後も、維持されなければならない。

仮に平成18年改正の見直しをするのであれば、見直しを必要とするだけの立法事実が存在するのかを厳密に精査するべきである。また、見直しによって、平成18年改正の趣旨が没却されないよう十分に配慮すべきである。

2 構造計算適合性判定の対象範囲

構造計算適合性判定制度は、平成18年改正により、通常の建築確認に加え、高度な構造計算を行う建築物を対象に、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造審査(ピアチェック)を義務付けた制度である(建築基準法6条5項)。

検討会においては、この構造計算適合性判定制度についての対象を縮小すべきとの立場から、「小規模な建物については、構造計算適合性判定を不要とすべきである」、「比較的に容易な構造計算(ルート2)による建築物は、構造計算適合性判定を不要とすべきである」などの意見が出されている。

しかしながら、「構造計算一般建築士の設計図書であっても、不整合、構造耐力不足のもの、入力値の間違い等が存在している」、「構造計算適合性判定を要する物件の確認申請については、30%が不整合や構造計算の不備等の指摘により取り下げられている」、「指定構造計算適合性判定機関のサンプル調査の結果、構造計算適合性判定がなければ構造耐力上問題が発生したと考えられる案件が6%程度に達し、うち3分の2は共同住宅であった。」などの意見があり、対象を縮小することによってもたらされる弊害はなお大きいものがあると考えられることから、今後も、構造計算適合性判定制度は平成18年改正のまま存続すべきであり、その対象範囲を縮小すべきではない。

3 建築確認審査の法定期間

平成18年改正により、建築確認審査の法定期間が、21日から、35日間(大臣認定プログラムによらない場合等は最大70日間)に延長された(木造2階住宅等の小規模建築物は、従前通り7日間)(建築基準法6条4項)。

建築確認審査は、適正かつ迅速に行われなければならないが、法定期間は、審査期間の上限であるから、法定期間は、適正な建築確認のために、最大限の程度の期間が必要であるのかという観点から決定されるべきものである。

少なくとも現時点において、平成18年改正の法定期間を見直す必要はないというべきである。その理由は、次のとおりである。

- ① 平成18年改正は、「今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ること

しなければならないと規定しているが、小規模な木造戸建て住宅等(4号建築物)については、建築確認の特例(建築基準法6条の3)により、当該規定の検査対象から除外するとされている。

検討会では、「すべての建築物に中間検査を義務付けるべきである」、「4号建築物(小規模な木造戸建て住宅等)にも中間検査を義務付けるべきである」などの意見が出されている。

充実した中間検査こそが、欠陥住宅の被害を根絶する決め手となる。小規模な木造戸建て住宅等(4号建築物)に係わる確認・検査の特例を廃止して、全ての建築物について中間検査を義務付けるべきである。

6 既存不適格建築物の増築等について

既存不適格建築物の増築については、平成21年9月の告示改正により、既存部分の延べ面積が2分の1以下の増築等に関し、小規模な木造戸建て住宅等(4号建築物)について構造計算を不要とするなどの緩和措置が定められた。

これに対し、検討会では、既存部分の延べ面積2分の1超の増築等についても、緩和措置を講じるべきであるという意見が出されている。

しかしながら、既存不適格建築物の増築については、残っている既存不適格建築物とそうでない建築物を分けたいという、既存不適格建築物をどこまで残すのかという前提問題を検討する必要がある。このような議論をしないままに、既存不適格建築物の増築等について規制を緩和することには反対である。

以上

たのは、即効性のある見直し案の答申を期待してのことであると推察する。

●国交省が進める建基法検討委員会 弁護士会の「厳格化」に疑問

「中間のまとめ」について話し合っている第10回の検討会の記録では、ものづくりの現場に近い実務者は口を閉ざし、弁護士の異論を訴える意見の回数が多さが目立つ。

建築基準法の見直しが検討されるにいたった経緯は、2007年の改正によって行き過ぎた厳格化によって官製不況を招いたことに起因する。検討会委員からの意見を聴取する場面で、発注者の立場からの「厳格化によって工場の増改築が困難なので生産拠点を海外に移転せざるを得ない」という意見は象徴的であった。

これに対して欠陥住宅問題を抱えた消費者側の委員からは「経済は二の次にして厳格化を堅持せよ」という意見が繰り返しあり、「中間のまとめ」は両論併記という何の解決策を見いだせないものとなってしまった。欠陥住宅問題は早い時期に別途に検討し、建築基準法全体の見直しと分けて検討すべきであった。「中間のまとめ」に合わせて日弁連から出された

「建築基準法見直しについての意見書」は「中間のまとめ」の答申に少数意見をねじ込むための「組織を使った圧力」と捉えかねない。

「検討会」を傍聴した部外者としての浅はかな見解は以下の通りである。検討会のビジョンは、「建築基準法の見直しによって1日も早く建築行為、産業行為が円滑に進み、経済を安定させ、安全・安心な社会をつくること」であった。「検討会」のミッションは「そのための見直し案を1年以内に提言すること」であった。このことを最初に定めた上で、11回の会議を、前期を「課題の抽出」、中期を「課題の選択」、後期を「課題の解決」と予め見当をつけて、会議を進行すべきであった。

今後「最終のまとめ」にあたっては期限を定め、政策に反映させられる具体的な答申を期待したい。全国の実務者が期待するところは、「検討会」の委員同士の気遣いではなく、即時に政治主導で実施できる有効な解決策である。 (4)

えはら・こういち | 木の建築設計

1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。1996年木の建築設計設立

2010年8月25日付けで日本弁護士連合会から国土交通省の「建築基準法見直しに関する検討会」に対して「建築基準法見直しについての意見書」が提示された。この「意見書」について「検討会」としても、建築に携わる者も、消費者も精査すべきではないだろうか。

筆者としては、この「意見書」がどのような意図があって提示されたかについて大変関心がある。

この「意見書」は「検討会」の「中間のまとめ」に合わせて提示されたものである。「検討会」に弁護士が2名委員として存在し、「意見書」を日弁連から敢えて提示する意味について特段の意図を感じる。2名の弁護士と日弁連の主張は近いものと思われる。もし日弁連が「検討会」に意見を言うのであれば、2名の弁護士に代わり、団体の代表が1名出席すればよい。2名の弁護士と一体の主張であれば、2名の弁護士から資料提出すればよいのである。

この「意見書」が短期間に用意されたものであれば、日弁連がどのような意見集約の方法をとったのか知りたい。団体として提示している以上、団体の総意と思われるので団体の会員の何割

日本弁護士連合会の 「建築基準法見直しについての意見書」 について思うこと

の支持を得ているのかを知りたい。日弁連としては消費者保護の立場から意見を集約したと想像するが、筆者の周りでは今度の改正によって確認申請の遅延や諸経費の増加で迷惑を被っているという意見の方がはるかに多いのである。

1997年に日弁連は「(仮称)住宅検査官制度」の導入を提案していて、「検討会」の委員も同様の提案を行ったが、過大な費用負担を消費者が受け入れられるかについてはあいまいにしている。住宅性能表示制度が普及しないもっとも大きな理由は消費者の費用負担の大きさである。日弁連はぜひ消費者がその費用負担を受け入れる根拠を示してほしい。

「検討会」としてもこの「意見書」を「中間のまとめ」に反映させるのであれば、逐一提示されている項目について見解を示すべきである。お互いのデータをつきあわせ、欠陥住宅を生み出さず、質の高い建築をつくるための方法について議論していただきたい。

2007年の改正建築基準法の施行によって「官製不況」を招いた事実を見ても建築が社会に与える影響は大きい。それだけに建築は高所から総合的に考えないと円滑にことは運ばない。日弁連の主張は欠陥住宅・欠陥建築を排除するという視点からしか見ていないと思われるので注意を喚起したい。願わくば筆者の誤りを指摘して、具体的なデータを基に反論を期待したい。